

京都市告示第 297 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成17年8月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成17年8月30日(火)、31日(水)及び
9月1日(木)

(歴史資料館)